

○本学出身者の大学院入学金及び施設設備費減免に関する内規

昭和46年2月12日

- 1 本大学院の前期課程及び後期課程に入学する本学出身者の入学金及び施設設備費の減免は本内規による。
- 2 本内規において本学出身者とは次の者をいう。
 - (1) 前期課程入学者においては、本学学部卒業者及び本学学部から飛び級で入学する者
 - (2) 後期課程入学者においては、本学前期課程修了者
- 3 前期課程に入学する第2条第1号該当者は、入学金・施設設備費をそれぞれ定額の半額に減免する。
- 4 後期課程に入学する第2条第2号該当者は、入学金・施設設備費をそれぞれ定額の半額に減免する。
- 5 本学出身者からは院友会費を徴収しない。
- 6 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

本規約は、昭和46年度から施行する。

附 則

本規約は、昭和51年度から施行する。

附 則

本内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。